

令和6年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名： 東山児童館第二学童保育クラブ

＜自己チェックの進め方＞

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある『評価の着眼点』を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
例えば「○」：できている(評価の着眼点の事項が全てできている)、「△」：一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)、「×」：できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「－：該当しない(評価の対象に当てはまらない)」を選択してください。
- ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由(なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案など)をコメント欄に必ず記入してください(100字以内)。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
1 趣旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	「放課後児童クラブの運営指針」の趣旨を踏まえた年間保育計画を作成した上で、子どもたちの状況に合わせた保育運営となるよう、職員間で話し合いを重ね、保育の創意工夫を図っている。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を理解している。	○	児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援ができるように努めている。
3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○目的を理解し、一人ひとりの子どもがすすんで放課後児童クラブに通い続けられるように、援助する。また子どもの自主性、社会性、創造性を向上させるよう支援している。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○個人面談や保育参観の実施また、クラブだよりや日々の連絡帳を通して保護者との連携が図れるよう心掛けている。小学校教諭にはクラブだよりを配布することで子どもの状況を共有し連携している。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○育成支援に当たるために必要な知識の習得や技能を向上させるために、支援員研修や区の様々な研修に参加し学習することで自己研鑽に努めている。
	(4)放課後児童クラブの社会的責任	○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○子ども一人ひとりの人格を尊重した育成支援を行うため、職員の資質の向上や育成支援の充実にも努めている。
4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得る育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○職員は職場倫理を自覚しOJTなどを通して自己研鑽を積みながら、日々の育成支援を充実させるべく努力している。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実にも努めている。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	要望や苦情に関しては職員間で迅速に共有し、丁寧に対応できるよう努めている。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○職場内での会議や打ち合わせを大切に、子どもや保護者の様々な状況を話し合い育成支援にあたっての課題とについて建設的な意見交換を行う努力をしている。そして、育成内容の向上につなげよう努めている。
	(2)研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○職場内外の様々な機会を捉えて資質の向上を図るための研修等の機会を充実させ積極的に放課後児童支援員に周知を回り参加を促している。
	(3)運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○令和元年度より運営主体が実施する利用者アンケートに加え自己評価を導入することで事業内容の向上や改善を図ると共に、ホームページでも結果を公表し各学童保育クラブがどのように取り組んでいるかを明らかにしている。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	子どもの発達過程を理解し、子どもたちの発達段階に応じた主体的な遊びや生活を保障できるように努めている。また、一人ひとりの心身の状態を把握し子どもに寄り添った保育を心掛けている。

II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○子どもが安心して過ごせるように一人一人に寄り添った保育を行っている。また、適切な支援や集団全体の生活を豊かにするよう環境整備に努めている。
	(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○育成支援の留意点を十分に理解した上で、年間保育計画を作成し、職員間で確認しながら保育にあたっている。
9 障害のある子どもへの対応	(1)障害のある子どもの受入れの考え方	○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○障害のある子どもの育成支援に必要な法令、条例、通知等の理解に努めている。そして、障害のある子どもも学童保育クラブを利用するために適切な環境整備を行っている。
	(2)障害のある子どもの育成支援にあたっての留意点	○障害のある子どもの育成支援にあたっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○障害のある子どもが、学童保育クラブで安心した生活を送り、仲間と共に成長できるように、育成にあたっての留意点を理解し見直しを持ち対応している。
10 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○児童虐待防止に関する法律に児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、小学校や子ども家庭支援センター等、他機関との連携を適切に行うことができるよう、情報収集を行っている。
	(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○家庭での養育について特別な支援が必要な状況を把握した場合には、他機関に相談したりスーパーバイザー等を利用して支援方法を適切な指導に繋げるように努めている。
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応にあたっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応にあたっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○配慮を必要とする子どもの対応の留意点について職員間で共有している。
	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○安心でんしゃぼとシステムでの出欠確認の連絡や、クラブだよりや個人面談での子どもの様子についての情報共有をしている。

11	保護者との連携	(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	日々保護者とコミュニケーションを取りながら、保護者の気持ちを受け止め信頼関係を築くことに努め、保護者からの相談には迅速に対応している。
		(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△	保護者の参加を募る行事(親子交流会、保育参観、個人面談など)を実施し保護者が学童保育クラブに来館する機会を設けたりお迎え時や連絡帳などで子どもの様子を伝えるなど丁寧に働きかけることで保護者との関係を構築できるように努めている。現在、父母会組織はない。
12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	職場内で子どもの状況や支援の内容を共有し事前検討を行い、目標や計画を作成している。また、育成支援に必要な事項を保護者にも伝え、共通理解を図っている。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	職員間で役割分担しながら、滞りがないように業務を実施している。
13	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	△	学校教諭が子どもの引率で来館した際に情報を共有し連携を図っている。特別支援教室担任との懇談は行っているが、各学級担任との懇談は実現していない。引き続き、懇談を希望していることは発信していく。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	個人情報の保護や秘密保持について、予めルールを共有した上で連携を図っている。
14	保育所、幼稚園等との連携		○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	必要に応じて情報共有に努めているが、日常的には行っていない。
15	地域、関係機関との連携		○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域や関係機関と連携を図り、子どもの活動や交流の場が広がるように努めている。
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1)学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	—	
		(2)児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	児童館職員とは常に子どもたちの現状について共有する場を設け連携を図りながら、子どもの遊びの場の充実に向けて適切に対応している。

Ⅲ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ント		
17	衛生管理及び安全対策	(1)衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	手洗い、うがいの励行等の日常の衛生管理を適切に行い、感染症発生時の対応を予め職員間で確認している。
		(2)事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	危機管理マニュアルを作成し職員間で共有している。
		(3)防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	定期的に防災、防犯訓練を実施し、非常時に子どもの安全確保を最優先にした対応ができるよう方針を決め、確認している。
		(4)来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	安全点検リストを作成し、周辺の安全確保や点検を行っている。また、安心でんじょうとシステムで、保護者への緊急連絡や児童の来所、および降所時の通知を行い、帰宅時の安全確保に努めている。

Ⅳ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ント		
18	施設及び設備	(1)施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。	○	子どもが安全に過ごせ、遊び等の活動を行うことのできる専用の育成室で保育している。
		(2)設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	求められる機能を果たすための設備や備品を工夫し、備えている。
19	職員体制	(1)職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	目黒区職員配置基準に基づき配置されている。
		(2)育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	ひとつの支援単位として運営している。
		(3)放課後児童支援員の雇用形態	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善や労働環境の整備に努めている。
		(4)勤務時間	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	子どもの受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物等の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めている。
20	子ども集団の規模(支援の単位)	○適切な子ども数の規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	△	区としては、現在の入所希望に対応するため、当面の間、1つのクラブにおいて70名を上限とし、それを超える場合は、2クラス等の運営ができるように施設を整備することとしている。	
21	開所時間及び開所日	○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	開所時間は8:00~19:00とし、開所日は年間290日程度となっている。	
22	利用開始等に関する留意事項	○利用開始や退所に関する留意事項を理解し、適切に対応している。	○	区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のホームページでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。	
23	運営主体	(1)運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
		(2)運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	放課後児童クラブの運営主体の留意点6項目について理解し運営に努めている。
24	労働環境整備	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	○	職員の健康診断やストレスチェック、より良い職場作りのアンケート等を実施し、労働環境の適切な整備にあっている。	

25	適正な会計 管理及び情 報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	放課後児童クラブの公益性に照らし、保育料徴収の手続きや管理及び執行を適正に行い、執行状況報告について監査等を行い適正な会計管理に努めている。
		(2) 情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任を果たすよう努めている。